

～法人のお客さまへ～

法人に係る利子割(地方税)廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年(2016年)1月より法人に係る利子割(預金利息等から特別徴収する地方税5%)が廃止されます。

平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収を行いませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、個人・営業性個人のお客さまについては変更ありません。

<当金庫取扱商品で対象となる商品および取扱い>

対象商品	取扱い
普通預金(外貨普通預金を含みます)	平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息等より地方税を特別徴収しません。
通知預金	
納税準備預金 (納税外の目的で払戻をした場合のみ)	
特定公社債等(公共債、MMF)	
定期預金(外貨定期預金を含みます)	平成28年1月1日以降の満期時、中途解約時にお支払いする預金利息等より地方税を特別徴収しません。
定期積金	
積立定期預金	
譲渡性預金	

<平成28年1月1日以降の税率>

平成27年12月31日まで	平成28年1月1日以降
20.315% 国税(所得税) 15.315% 地方税5%	15.315% 国税(所得税) 15.315%

※上記国税には、復興特別所得税(0.315%)が含まれます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは課されており、源泉徴収いたします。

<ご注意ください>

平成27年12月1日時点における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。

最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認いただきますようお願いいたします。

また、お客さまの個別の状況に応じて取扱いが異なる場合があります。確定申告をされる場合や、個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等、詳細につきましては、税理士または最寄の税務署にご確認ください。

